

京都市ベンチャー企業目利き委員会 応募要件

1. 京都市ベンチャー企業目利き委員会の応募対象者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) ベンチャー企業^{※1} であること。
- (2) みなし大企業^{※2} に該当しないこと。

※1 ベンチャー企業とは、事業開始前の個人、又は事業開始若しくは法人設立後概ね10年以内の個人事業主又は中小企業者であって、新規事業に取り組むものをいう。

なお、上記の中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定められている下表のいずれかに該当する者をいう。

主たる事業として営んでいる業種	【資本金基準】 資本金の額 又は出資の総額	【従業員基準】 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1) 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注2) NPO法人を含みません。(NPO法人とは、「非営利」で規約等がある民間組織をいう。)

※2 「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- ア 発行済み株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。
- イ 発行済み株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。
- ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること。